

保留地販売に関する X・ホームページのご案内



運動公園周辺地区内の保留地のほか、千葉県の保留地に関する情報について、下記の千葉県のアカウントから発信していきますので、是非ご覧ください。

X アカウント：@chibaken_kouhou



従来通りホームページへの掲載も行っていますので、下記アドレス、または、QRコードからアクセスください。また、電話での問い合わせも承ります。

H P アドレス：https://www.chiba-horyuchi.jp/

保留地担当：04-7138-6360 平日 9:00～17:00まで

区画整理事業に係る各種手続きについて

建築行為等の制限

事業を円滑に進めるため、建築行為等の制限があります。土地区画整理事業の施行の障害となる恐れがある、建築物の新築、改築、増築、または移動の容易でない物件の設置、堆積あるいは切土、盛土等をする場合は、知事の許可（土地区画整理法第76条申請）が必要ですので「**行為許可申請書**」を提出してください。なお、申請に際しては事前にご相談くださるようお願いいたします。

権利の変動届

地区内の土地について売買・相続等により所有権の移転をした場合は、土地登記簿謄本（写し）を添付して、「**権利変動届**」を提出してください。また、借地権等の権利に変動が生じた場合にも届出をしてください。

また、ORコードより電子申請が可能となっております。
https://apply.etumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=30407



仮換地証明書

仮換地証明書は、区画整理前の従前の土地が、仮換地指定によってどこの土地に仮換地されたかを証明するものです。建物の表示登記を行う場合や、金融機関からの融資を受ける際には、仮換地証明書が必要となります。申請には、「**仮換地証明願**」を提出してください。なお、発行には1週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

また、ORコードより電子申請が可能となっております。
https://apply.etumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=30394



※「行為許可申請書」、「権利変動届」及び「仮換地証明願」は、千葉県ホームページ内の流山区画整理事務所のページ（下記参照）に掲載しています。（問い合わせ先：換地課）

問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がございましたら、お気軽にご相談ください。
※権利者以外の方からのお問い合わせについては、個人情報保護のため、委任状の提示をお願いしています。

千葉県流山区画整理事務所

〒270-0163 流山市南流山1丁目13番地

E-mail:nagareku04@mz.pref.chiba.lg.jp

TEL 管理移転課直通 04-7150-4502
換地課直通 -4504
工務課直通 -4508
保留地販売担当 04-7138-6360
FAX 04-7150-4506

土地区画整理事業についての説明は、

千葉県県土整備部

流山区画整理事務所

都市整備局市街地整備課

流山市のホームページ

https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-nagare-k/index.html

https://www.pref.chiba.lg.jp/tosei/index.html

https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1002263/1002274/index.html

でもご覧いただけます。